

吹田市展示会等出展事業補助金交付要領

制定 令和5年3月27日決裁
最終改正 令和6年8月30日決裁

1 趣旨

販路の開拓のため、展示会等に出展する中小企業者に対し、予算の範囲内において、吹田市展示会等出展事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 定義

- (1) 展示会等 展示会、見本市その他これらに類する催しをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者である会社及び個人。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- イ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

4 補助対象事業

- (1) 補助の対象となる事業は、販路の開拓のため、別表に掲げる会場等で開催される展示会等に出展する事業であり、承認を受けた出展事業計画に基づく事業とする。
- (2) (1)の展示会等は、開催日が補助対象年度の7月1日から3月31日までの期間内であるものとする。
- (3) (1)の規定に関わらず、国、大阪府その他の公共団体又は公共的団体から補助金等を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象としない。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の経費とする。

- ア 出展料 展示会等の主催者が定める展示会等に係る出展料をいう。
- イ 工事費 補助対象者が、出展ブース等において独自に行う、次の必要な設備設置費用、電気工事費用、装飾に係る費用等をいう。
 - (ア) 展示物の設置費用
 - (イ) 展示物の設置に必要な設備の設置費用
 - (ウ) 展示物のPR映像等を上映するモニター機器等の設置費用
 - (エ) ブース内における電飾等の設置費用
 - (オ) ブース内装飾費用
- ウ 賃借料 補助対象者が出展ブース等に設置する次の設備等を借り受けて使用する費用をいう。
 - (ア) 展示物の設置に必要な設備
 - (イ) 展示物のPR映像等を上映するモニター機器等
 - (ウ) 装飾機材（電飾機材等を含む。）

6 補助金の額等

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 9で承認した補助対象経費に基づく補助金額を上限とする。ただし、200,000円を超える場合は、200,000円を上限とする。
- (3) 補助金の交付は、1の年度に1回限りとする。

7 手続の概要

- (1) 手続の流れ
 - ア 出展事業計画の承認申請
 - イ 出展事業計画の承認
 - ウ 補助金の交付申請
 - エ 補助金の交付決定
 - オ 補助金の交付請求
 - カ 補助金の交付
- (2) 交付申請の日及び交付決定の日は、同一年度内でなければならない。

8 出展事業計画の承認申請

- (1) 申請の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類

- ア 承認申請書（様式第1号）
 - イ 企業概要書（様式第2号）
 - ウ 出展事業計画書（様式第3号）
 - エ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
 - オ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
 - カ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
 - キ 展示会等へ出展する製品・技術等が明確に分かる資料
 - ク 展示会等の出展申込書の写し
 - ケ 展示会等の開催概要がわかる書類
 - コ 展示会等の出展費用が明記してある書類
- (3) (1)の期限までに、(2)クからコの書類を提出することができない場合は、展示会等への出展申込後速やかに提出するものとする。

9 出展事業計画の承認

- (1) 承認に当たっては、別に定める吹田市展示会等出展事業補助金交付対象事業者選定会議で意見を聴取する。
- (2) 審査を行った上で適当と認めるときは、承認通知書（様式第4号）により、適当でないとき認めるときは、不承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。
- (3) 承認には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。
- (4) 承認を受けた者が、承認に付した条件に違反したときは、承認を取り消すことができる。

10 補助金の交付申請

- (1) 申請の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 補助金交付申請書（様式第6号）
 - イ 補助対象事業の実施状況が分かる写真又は資料
 - ウ 補助対象経費の支払を証する書類

11 補助金の交付決定

- (1) 補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。
- (2) 交付決定の通知の際に、補助金交付請求書等の提出期限を通知する。

12 補助金の交付請求

- (1) 請求の時期 指定された期限まで

(2) 提出書類

- ア 補助金交付請求書（様式第8号）
- イ 補助金の振込先口座の通帳の写し等

13 補助金の交付

補助金交付請求書等の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付する。

14 帳簿の整理等

補助金の交付を受けた者は、次の書類を、補助金の交付後10年間保管しなければならない。

- ア 補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿
- イ 当該支出についての証拠書類

15 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助対象事業の実施状況について、帳簿又は証拠書類等の提出を求め、調査若しくは質問をすることができる。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

16 補助金の交付決定の取消し等

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、計画の承認又は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - イ 14又は15(2)に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補助金交付決定取消通知書により、その者に通知する。また、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。
- (3) 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

17 施行期日

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別表

対象会場等
(1) 東京ビッグサイト
(2) インテックス大阪
(3) 幕張メッセ
(4) ポートメッセなごや
(5) パシフィコ横浜
(6) 吹田市と産業振興連携協力に関する協定を締結している金融機関が主催するもの
(7) オンラインで開催するもの